

ダイバーシティへの取組みとして住宅関連ローンの商品性を拡充します

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、住宅関連ローンの商品性を拡充し、同性パートナーとの連帯債務や収入合算を可能とする取扱いを下記の通り開始いたします。

ダイバーシティ^{※1}への社会的な関心が高まる中、国連の提唱する「SDGs（持続可能な開発目標）」の目標の1つである「ジェンダー^{※2} 平等の実現」への取組みの一環として、LGBT^{※3}への支援や多様化する共同生活形態へ対応するものです。

当行は、今後もお客さまや地域社会の持続的発展の実現を目指し、各種施策を展開してまいります。

※1 多様な背景を持った人々が価値観を包含し受容すること。

※2 社会的・文化的に形成された性別のこと。

※3 性的少数者などの多様な性を表す言葉の一つ。



記

1. 取扱開始日

2021年8月1日

2. 取扱内容

| | 内 容 |
|------------|---|
| 対象商品 | (1) 自由設計型住宅ローン (2) 移住専用住宅ローン (3) セカンドハウスローン |
| 拡充する内容 | 同性パートナーが、連帯債務者または所得合算者（連帯保証人）となることを可能とします。 |
| お申込みに必要な書類 | (1) 合意契約に係る公正証書 ^{※4} または地方自治体が発行する「パートナーシップ証明書」 ^{※5} (2) 任意後見契約に係る公正証書の正本または謄本 (3) 任意後見契約に係る登記事項証明書 |
| その他 | お申込みにあたっては、上記以外に当行所定の書類が必要となります。 また、ローンのご利用には、所定の審査がございます。 |

※4 合意契約に係る公正証書には、以下の事項の記載が必要です。

① 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること。

② 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、その共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

※5 地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認する証明書。

3. お客さまからのお問い合わせ先

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電 話】0120-201862 照会コード「9」

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3 は除きます。）

以 上